

岩井中学校教職員わいせつ事案防止対策

1 学校内での対策

項目	【短期】継続した取組やより明確化する必要のある対策	中長期的に検討が必要な対策
①スマートフォン等の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ○私用スマートフォン等の使用ルールを明確にし、周知徹底 ・原則、職員室のみ ・例外規定を設ける場合は、管理職の許可を得る 	
②面談時等の指導体制	<ul style="list-style-type: none"> ○可能な範囲での、複数対応 ○個人対応となる場合の、管理職への、事前・事後報告 ○入口を開ける等、外から見える環境を確保し、密室状態を作らない(プライバシー次第) 	<ul style="list-style-type: none"> ○カウンセリング等、複数指導に馴染まない場合、本人等の了承を得たうえでの、音声等の記録を検討
③空き教室や教科等準備室	<ul style="list-style-type: none"> ○不要なものは置かない(整理整頓)、管理職等による定期的な確認 ○私用スマートフォン等の持ち込み、施錠など使用ルールを明確にし、周知徹底 ○使用前後に、学年職員でチェック ○面談に利用する場合は②の対策に準じる 	<ul style="list-style-type: none"> ○毎週月曜、学年職員で空き教室等のチェック。
④学校内研修内容の充実(自分事として捉えることの意識づけ)	<ul style="list-style-type: none"> ○「One IBARAKI」、「教職員懲戒処分等の指針」、「不祥事防止のためのチェックリスト」の活用・確認 ○校内オンライン相談窓口の充実 ○校内わいせつ防止対策委員会での情報交換(毎月) 	<ul style="list-style-type: none"> ○法規研修のみでなく、動画視聴等による、グループ討議などの実施を検討 ○自分事として考えられる研修の実施
⑤児童生徒との関わり(SNSや学校外含む)	<ul style="list-style-type: none"> ○SNSでの児童生徒及び保護者との私的なやり取り等の原則禁止(部活動の公的な連絡のみ) ○各学校の実情に応じた、連絡手段の確立、周知徹底(保護者、生徒とも共有) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ルールを明確化したうえで、違反した場合の対応を検討(実効性確保)

⑥ストレスを溜め込ませない、孤立させない環境づくり	○校長のリーダーシップのもと、風通しのよい職場づくり ○教職員同士のコミュニケーション、情報共有	
⑧生徒、保護者からの情報収集	○生徒側からも必要以上に連絡先を教えないことの徹底 ○生徒への情報周知 ○「生命(いのち)の安全教育」の推進 ○性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないための教育と啓発	○現行のアンケート活用（自身や周りの児童生徒に関することや相談したいこと等）

2 個人の資質

項目	【短期】継続した取組やより明確化する必要のある対策	中長期的に検討が必要な対策
①専門的観点からの対応		○チェックシートやセルフチェックの具体的な項目等の検討 ○法的な留意点の確認
②校長面談等の活用	○定期的な面談による職員の状況把握 ○ストレスチェックを活用した、個々の状況の確認	○専門的観点からの質問内容や回答の捉え方などの意見聴取
③心理、原因、傾向の定期的な分析による対応 ④専門家の活用	○相談窓口の活用 →想定：いばらき被害者支援センター、 勇気の電話(県警)、茨城県人権啓発推進センターなど	○被害者、同僚、家族等からの通報を受理できる体制